

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 消防本部予防課

番号 22

不利益処分の内容		予防規程の変更命令
根拠法令及び条項		消防法第14条の2第3項
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合は その理由)	<p>本項は、認可を受けた予防規程についても、その後の事情の変更等によって、市町村長等が変更を命ずることができる旨を定めたものであり、当該認可を受けた予防規程が、法第10条第3項の技術上の基準に適合しなくなったときその他火災予防上適当でなくなった場合に、これに適合するようにその変更を命令するものである。</p> <p>従って、法第14条の2第1項の予防規程の認可、変更認可に係る審査基準の例による。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成6年10月1日設定 (平成 年 月 日最終変更)